

新商都米子のまちづくり2024

～まちなかと郊外の一体的な発展を目指して～

令和6年3月

目次

- 本市のまちづくりについては、米子市まちづくりビジョン(令和2年3月)及び米子市都市計画マスタープラン(令和元年6月)で、その基本的な方針及び主な取組などを示してきたところです。
- 「新商都米子のまちづくり2024」は、これらの計画を踏まえた上で、特にまちなかと郊外の一体的な発展に寄与する主要な事業について、令和5年度時点での実施及び検討状況を整理したものです。

1 はじめに

- (1)「新商都米子」のまちづくり P4
- (2)まちなかと郊外の一体的な発展 P5
 - 歩いて楽しいまちづくり P5
 - コンパクトプラスネットワークのまちづくり P5

2 まちなかの施策

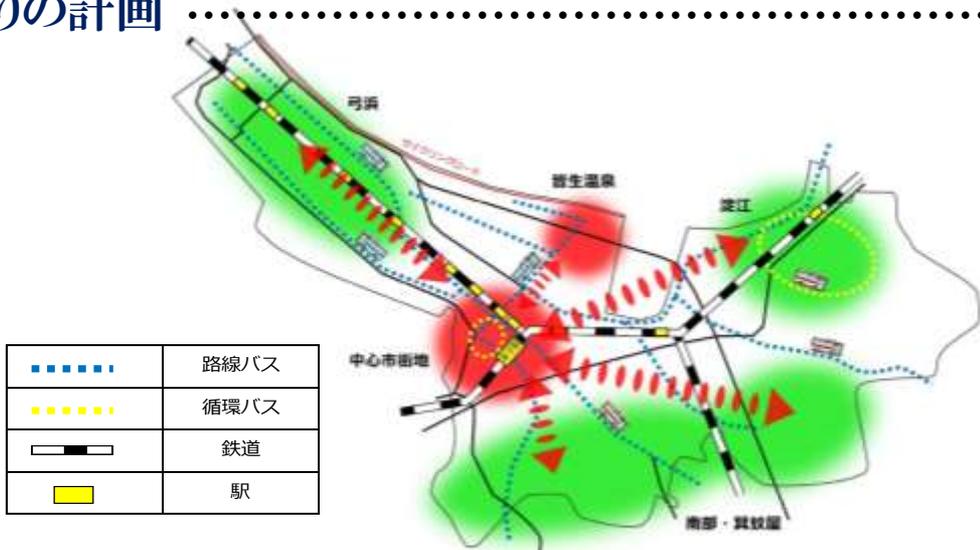
- (1)歩いて楽しいまちづくりの推進 P6
 - ウォークブル推進路線の全体図 P7
 - 米子駅周辺ウォークブル推進事業 P8
 - 角盤町周辺ウォークブル推進事業 P9
 - 米子港周辺整備事業 P10
 - 東山公園整備事業 P11
 - 皆生温泉のまちづくり P12
- (2)まちなか居住の整備と空き家対策 P13
 - 優良建築物等整備事業の導入(実施済) P13
- (3)まちなかのさらなる活性化に向けたまちづくりの促進 P14
 - 大規模集客施設制限地区の緩和(実施済) P14
- (4)今後まちなかの施策で検討すべき課題 P15

3 郊外の施策

(1) 市街化調整区域における産業振興	P16
○幹線道路沿いの立地規制の緩和(実施済)	P16
○工業専用地域隣接の工業系地区計画(実施済)	P17
○地元企業支援型地区計画(休止中)	P18
(2) 市街化調整区域における持続可能な地域づくりの推進	P19
○鉄道駅周辺及び公民館周辺の住居系地区計画(実施済)	P19
○空き家の人的要件の緩和(実施済)	P20
○小規模集落の自己用住宅(実施済)	P20
(3) 郊外の市街化区域における土地利用の促進	P21
○娯楽・レクリエーション地区の区域の変更(実施済)	P21
(4) 農業振興地域における耕作放棄地の有効利用	P22
○ほ場整備(実施中)	P22
(5) 今後郊外の施策で検討すべき課題	P23

4 交通基盤の整備

5 都市づくりの計画



1 はじめに

(1)「新商都米子」のまちづくり

進取の気性と、商都米子の伝統を基に、新たな未来をひらく「新商都米子」の創造に挑戦します。

本市では、古くから「交通の要衝」と呼ばれた地の利を活かし、人々が進取の精神で物事に挑戦し、開放的な市民性ととも「商都米子」を築いてきました。「逃ぎよい逃ぎよい(逃げよう逃げよう)と米子に逃げて、逃げた米子で花が咲く」といわれたように、多くの人々が米子に来て成功を収め、まちの発展に貢献してきました。

これからの時代に、本市が21世紀に燦然(さんぜん)と輝く地方都市として新たなる発展を遂げるためには、米子の人々が昔から大切にしてきた「挑戦する気概」や「開放的な市民性」を基にして、市民が共に生きる新しい商都を創り上げていくことが必要です。

(2) まちなかと郊外の一体的な発展

まちなかと郊外の拠点となる場所を有機的に結び付け、「新商都米子」にふさわしい公共交通を活かした歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

○ 歩いて楽しいまちづくり

まちなかを「車中心」から「公共交通と歩行者中心」の空間へと転換し、人々が集い・憩い・多様な活動を繰り広げられる場へ生まれ変わらせることを目指します。

これを実現するため、ウォーカブル推進事業をはじめ、JR米子駅周辺の整備、公共交通の利便性向上、かわまちづくりの推進、海岸線の活用、公共空間の規制緩和、街灯や歩道の美装化、官民でのウォーキング推進などに取り組みつつ、ここに集う人々が「歩いて楽しい」を実感できるまちづくりを進めます。

○ コンパクトプラスネットワークのまちづくり

市の中心部や皆生温泉など、まちなかのにぎわいを創出する一方で、充実した交通基盤を活用して、郊外の住宅地や工業団地などを有機的に結び付け、市域全体の一体的な発展を目指します。

本市においては、既にコンパクトな市街地が形成され、生活利便施設や交通基盤も充実している状況にあります。しかしながら、将来の人口減少、少子高齢化の進展など社会情勢の変化に対応した都市のリノベーションを図る必要があり、都市機能と居住の誘導を行うことで「コンパクト・プラス・ネットワーク」の視点を踏まえたまちづくりを進めます。

2 まちなかの施策

(1) 歩いて楽しいまちづくりの推進

まちなかを車中心からひと(歩行者)中心の空間に転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場に変えていきます。

歩いて楽しいまちづくりの取組は、ひと中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、歩行者の滞在性・回遊性の向上による地域消費や投資の拡大、観光客の増加、歩くことによる健康寿命の延伸、コミュニティが生まれることによる孤独・孤立の防止のほか、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につながります。

本市は、令和元年8月に「ウォーカブル推進都市」となり、歩いて楽しいまちづくりの取組として、市の中心部を「米子駅周辺」「角盤町周辺」「米子港・城下町周辺」の3つのエリアに分け、それぞれのエリアの特色を活かした「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指しています。

安全で快適な歩行空間の整備とあわせて、民間事業者と連携したにぎわいづくりや、歩行者利便増進道路指定制度(ほこみち)の活用にも取り組み、まちの魅力向上を図り持続可能なまちづくりを進めていきます。



ウォーカブル推進事業イメージ

○ウォーカブル推進路線の全体図

居心地が良く歩きたくなるまちなか



凡例

- 路線バス
- だんだんバス
- 整備済
- ウォーカブル推進路線
- ウォーカブル推進路線 (今後調整を要する)
- にぎわいゾーン
- 拠点

○米子駅周辺ウォーカブル推進事業

元町パティオ広場
 ・イベント広場としての機能強化（屋根の設置等）
 （令和5年度から実施中）

元町通り線
 ・まちなかウォーカブル推進事業により道路の美化化
 （令和6年度から実施予定）

米子駅周辺
 ・公共空間利活用に関する実証実験を実施
 （令和5年度から実施中）

明治町公園、目久美公園
 ・公共交通機関の利用者を想定した公園整備・活用
 （目久美公園 令和5年度から実施中）
 ・トイレのバリアフリー化、芝生化などの公園整備
 （目久美公園 令和5年度から実施中）
 ・トライアルサウンディングの実施（令和3年度実施済）
 ・行為許可基準の緩和（キッチンカーなど）
 （整備工事完了後実施予定）



米子駅目久美町線イメージ

米子駅目久美町線（令和3年度から実施中）
 ・駅南広場供用開始後、まちなかウォーカブル推進事業により歩道拡幅、路面整備

歩行者利便増進道路指定制度（ほこみち）活用の検討
 （米子駅目久美町線、元町サンロード、未広町東町線など）
 ・道路空間を街の活性化に活用できるよう、道路占用を緩和
 （令和4年度から関係機関と協議中）
 （米子駅目久美町線 令和5年7月26日指定）



米子駅北広場イメージ



米子駅南広場

米子駅南北自由通路等整備事業（令和5年度実施済）
 ・米子駅南北自由通路整備、米子駅南広場整備
 （令和5年7月29日供用開始）

駅周辺の活性化に向けた取り組み
 ・米子駅北広場整備（令和2年度から実施中）

だんだん広場
 ・規制緩和しやすくするため、県から市へ管理を移管
 （令和4年度実施済）
 ・行為許可基準の緩和（キッチンカーなど）
 （令和5年度から実施中）
 ・使用料の免除（令和5年度から実施中）

米子駅南北自由通路整備

米子駅北広場整備

米子駅南広場整備

目久美公園



目久美公園イメージ（整備計画案）

目久美町8号線
 ・まちなかウォーカブル推進事業により道路の美化化
 （令和6年度から実施予定）

- 整備済
- ウォーカブル推進路線
- ウォーカブル推進路線（実施中）
- ウォーカブル推進路線（令和6年度から実施予定）
- ウォーカブル推進路線（今後調整を要する）

○角盤町周辺ウォーカブル推進事業

角盤町通り

- ・まちなかウォーカブル推進事業により道路の美装化、道路線形の改良（令和4年度から実施中）
- ・エントランスゲート、見守りカメラ設置など検討



角盤町通りイメージ

朝日公園

- ・トイレのバリアフリー化、芝生化などの公園整備（令和5年度実施済）
- ・トライアルサウンディングの実施（令和3年度実施済）
- ・行為許可基準の緩和（キッチンカーなど）（整備工事完了後実施予定）

朝日町通り線

- ・まちなかウォーカブル推進事業により道路の美装化、道路線形の改良の検討
- ・見守りカメラ設置など検討

歩行者利便増進道路指定制度（ほこみち）活用の検討

- （える・もーる、本通り商店街）
- ・道路空間を街の活性化に活用できるよう、道路占用を緩和（令和4年度から関係機関と協議中）

本通り商店街

- ・アーケード撤去（地元が実施、市の補助あり）（令和5年度実施済）
- ・まちなかウォーカブル推進事業により道路の美装化（令和5年度から実施中）
- ・道路の美装化に併せて、下水道を整備（青色エリア）（令和5年度から実施中）

える・もーる1番街

- ・車両通行止め（令和4年度から関係機関と協議中）
- ・まちなかウォーカブル推進事業によりアーケードリニューアル整備（地元が実施、市の補助あり）、道路の美装化（令和5年度から実施中）
- ・角盤町商店街と連携を図り、道路空間利活用に関する実証実験を実施（令和5年度実施済）



える・もーる1番街イメージ

角盤町1丁目1号線

- ・まちなかウォーカブル推進事業により道路の美装化（令和5年度から実施中）

グリーン通り、ブランシュ通り

- ・まちなかウォーカブル推進事業により道路の美装化（グリーン通り 令和4年度から実施中）

富士見2号公園

- ・公共交通機関の利用者を想定した公園整備・活用（令和6年度から実施予定）
- ・芝生化の検討（令和6年度から実施予定）
- ・トライアルサウンディングの実施（令和3年度実施済）
- ・行為許可基準の緩和（キッチンカーなど）（整備工事完了後実施予定）

- （赤線） ウォーカブル推進路線
- （黄線） ウォーカブル推進路線（実施中）
- （紫線） ウォーカブル推進路線（令和6年度から実施予定）

○米子港周辺整備事業

米子城・城下町エリアのポイントになる場所「山陰歴史館」や「まちなか観光案内所」をつなぎつつ、エリア内の魅力に触れただけの周遊ルートをセルフガイドで快適に巡ることができるよう歩行者目線での整備を図る。案内看板、道路の美装化、電線の地中化などを検討。



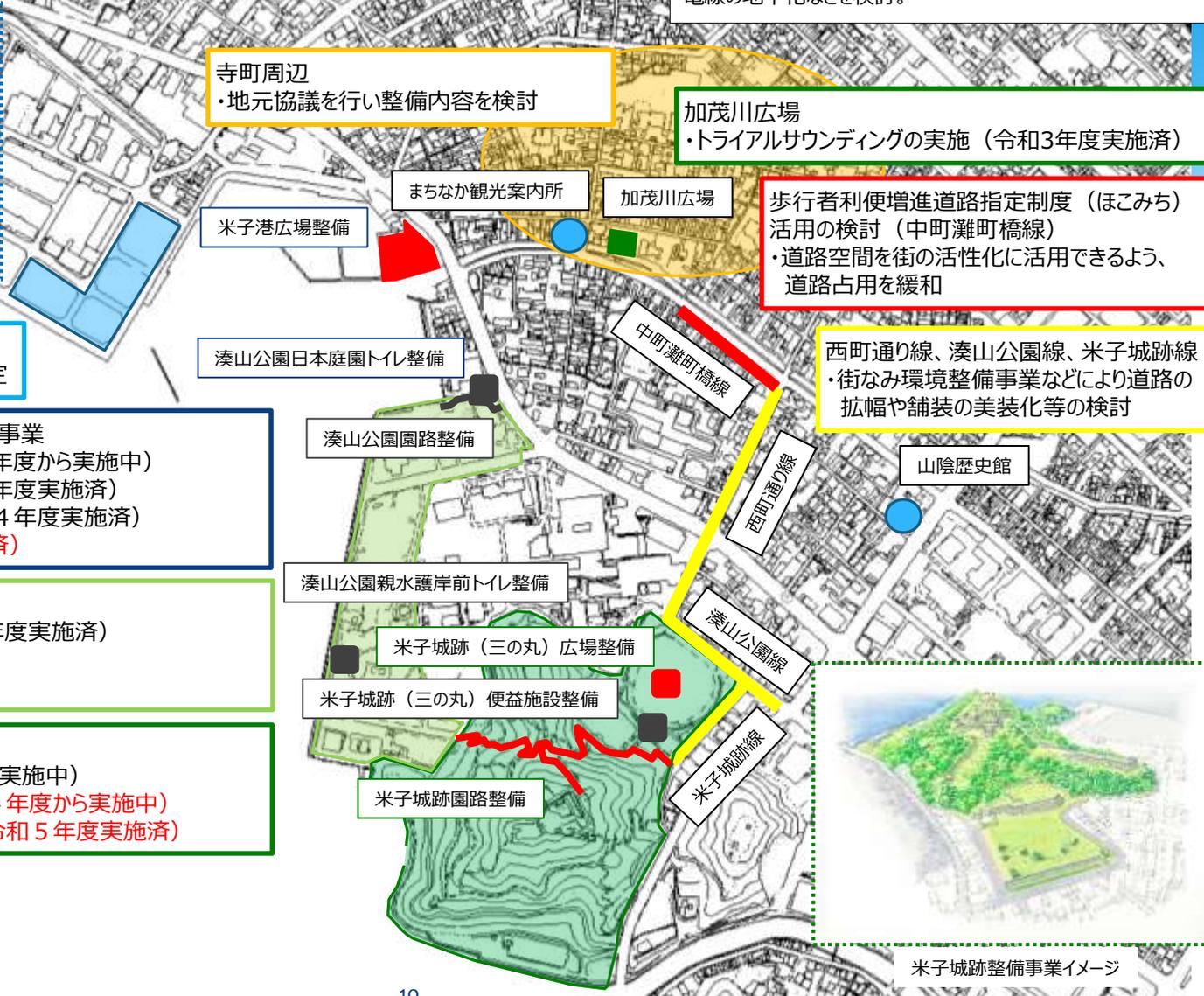
米子港整備イメージ

よなごバイ・ウォーターフロントプロジェクト
・民間事業者による旧県有地開発事業予定

米子港周辺地区都市構造再編集中支援事業
・米子港広場整備（かわまち）（令和3年度から実施中）
・湊山公園日本庭園トイレ整備（令和3年度実施済）
・湊山公園親水護岸前トイレ整備（令和4年度実施済）
・湊山公園園路整備（令和5年度実施済）

湊山公園
・トライアルサウンディングの実施（令和3年度実施済）
・行為許可基準の緩和（キッチンカーなど）
（令和5年度から実施中）

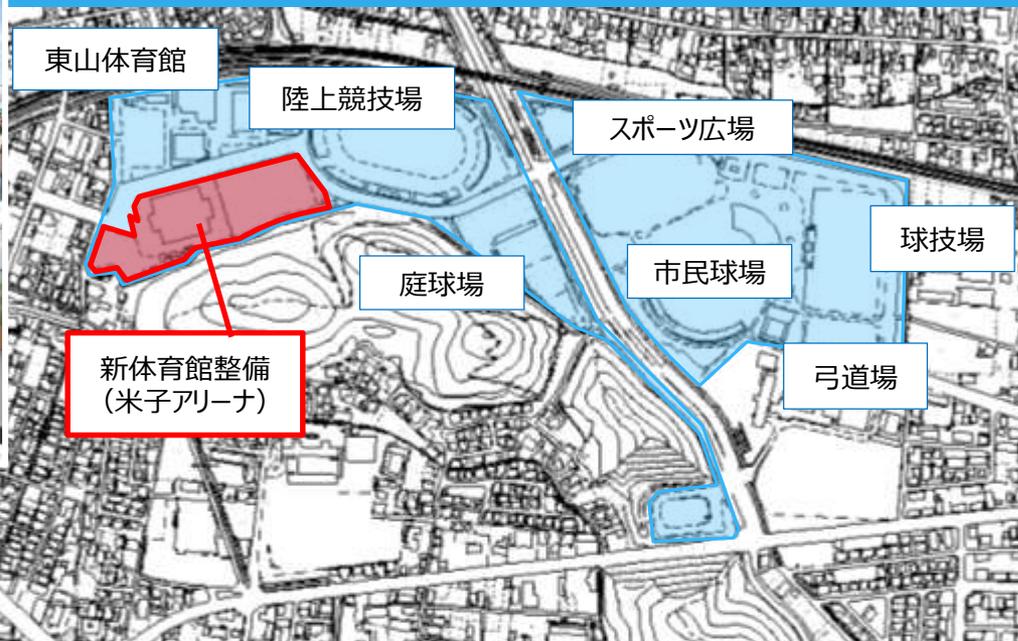
米子城跡整備事業
・米子城跡登城路整備（令和3年度から実施中）
・米子城跡（三の丸）広場整備（令和4年度から実施中）
・米子城跡（三の丸）便益施設整備（令和5年度実施済）



米子城跡整備事業イメージ

○東山公園整備事業

「スポーツ健康まちづくり」を推進するため、米子アリーナ、市民球場など老朽化が進む施設を整備するとともに、トイレのバリアフリー化や照明のLED化、下水道整備など公園全体の機能強化・魅力向上を図る。



東山公園地区都市構造再編集集中支援事業

- ・新体育館整備（米子アリーナ）（令和5年度から実施中）
- ・市民球場改修（スコアボード更新、内野スタンド屋根更新、放送設備更新、球場照明灯LED化、ブルペン照明LED化）（令和5年度から実施中）
- ・遊歩道 照明新設（令和5年度実施済）
- ・スポーツ広場 照明灯LED化（令和6年度から実施予定）
- ・テニスコート 照明灯LED化（令和6年度から実施予定）
- ・陸上競技場 照明灯・スタンド上照明LED化（令和6年度から実施予定）
- ・東山体育館 施設内照明LED化（令和6年度から実施予定）
- ・東山体育館横駐車場整備（令和8年度から実施予定）
- ・陸上競技場前園路歩道整備（令和6年度から実施予定）
- ・下水道整備（令和6年度から実施予定）
- ・公衆トイレ バリアフリー化（合宿所横、スポーツ広場、弓道場横、庭球場）（令和7年度から実施予定）

○皆生温泉のまちづくり

■海と温泉街の一体感の醸成

- ・旅館が遊歩道を往来・滞留する観光客等（宿泊者以外の者）に対しサービスを提供（令和3年度から実施中）
- ・旅館のバックヤードを修景・景観整備（令和3年度から実施中）
- ・旅館のまちに開く滞留空間整備（令和3年度から実施中）
- ・海岸遊歩道の滞留拠点整備（令和6年度から実施予定）



■灯りによる温泉情緒の創出

- ・街なみ環境整備事業による公共照明の整備（海岸遊歩道街灯等）（令和4年度から実施中）
- ・旅館等民間照明の整備（令和3年度から実施中）



■砂浜の利活用

- ・旅館等受益者を中心とした恒常的な砂浜清掃体制の構築
- ・砂浜を活用した新規ビジネスの誘発（令和3年度から実施中）



皆生温泉『T』ライン

遊歩道

皆生海浜公園トイレ整備（令和2年度実施済）

日野川河口緑地トイレ整備（令和4年度実施済）

■皆生海浜公園の活用

- ・トライアルサウンディングの実施（令和3年度実施済）
- ・海浜公園の在り方検討（令和4年度から実施中）
- ・定例イベントの実施（令和3年度から実施中）

■街なみ環境整備事業の検討

- ・道路の美装化の検討
- ・街路灯の整備の検討（令和3年度から実施中）
- ・電線地中化の検討 など

■老人憩の家跡地活用

- ・公募型プロポーザルの方式により当地の観光振興に資する提案をした民間事業者に売却（令和3年度実施済）

四条通り

■観光センターの機能強化

- ・着地型旅行商品の造成
- ・コンシェルジュ機能の付加
- ・サイクリスト受入環境整備（令和4年度から実施中）

■メインストリート（四条通り）の活性化

- ・空き不動産/未利用地対策（令和3年度から実施中）
- ・松林等未利用地活用（令和3年度から実施中）
- ・木壁等設置による景観保全・形成（令和3年度から実施中）



民間プレイヤーを核とした実行部隊を組成し、皆生温泉の自立的・持続的なまちづくりを推進する

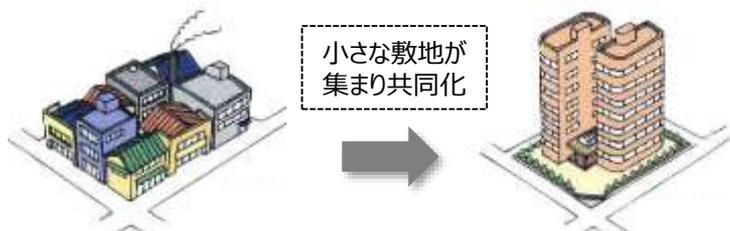
(2) まちなか居住の整備と空き家対策

○優良建築物等整備事業の導入(実施済)

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等を図るため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等の整備に対して、国と市がその事業費の一部を補助するもの。

補助対象事業

2人以上の地権者がいる2以上の敷地を共同化し建築物を整備する事業



優良再開発型・共同化タイプ
(任意の再開発)

※敷地要件、建築物要件あり

補助対象費用

・調査設計計画費 ・土地整備費 ・共同施設整備費

補助金の額

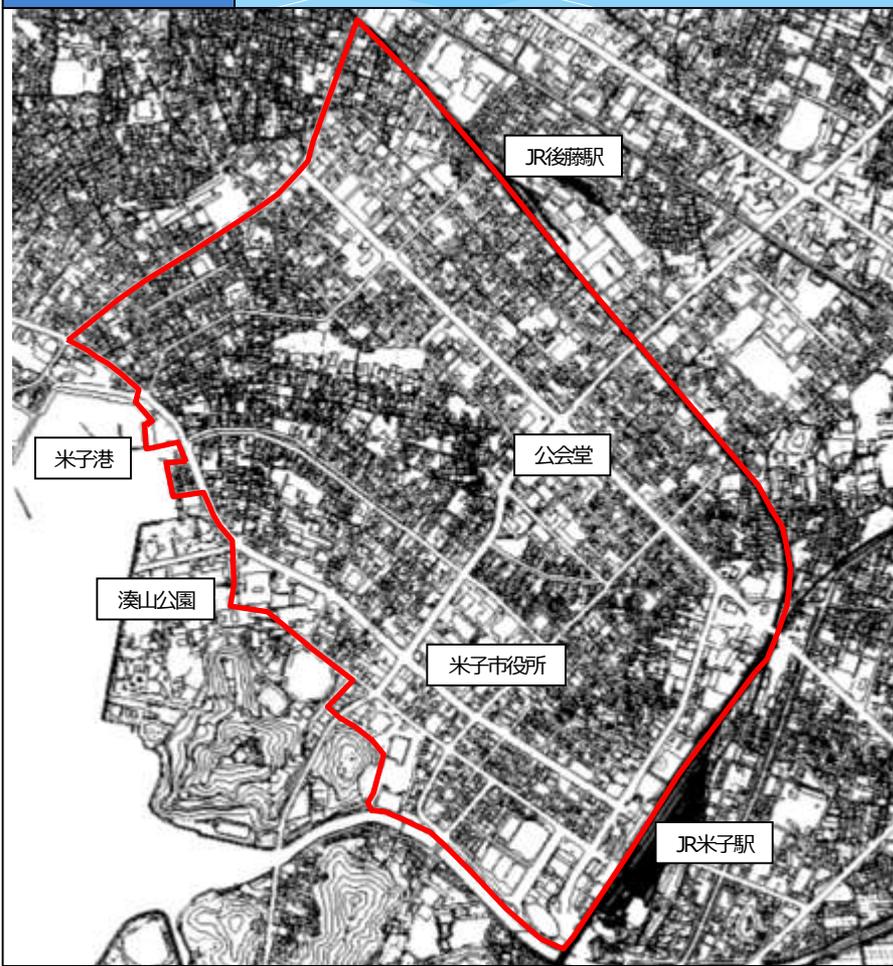
補助対象費用			その他の費用
国 1/3	市 1/3	施行者 1/3	

補助金

施行者負担

対象地域

(令和3年4月募集開始)



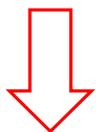
(3) まちなかのさらなる活性化に向けたまちづくりの促進

○大規模集客施設制限の緩和(実施済)

準工業地域である大規模集客施設制限地区においては、中心市街地活性化基本計画の認定要件を満たすため、大規模集客施設の建築を規制していた。この度、令和3年3月をもって同計画の計画期間が終了となったことを契機に、今後は、中心市街地のエリアをより広く捉え、まちなか(中心市街地)のさらなる活性化に向けたまちづくりを推進していくために、中心市街地と近接している地区において当該規制を緩和するもの。

○大規模集客施設制限地区における建築物の建築の制限

- ・ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、勝舟投票券発売所又は車券売場の用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものを建築してはならない。

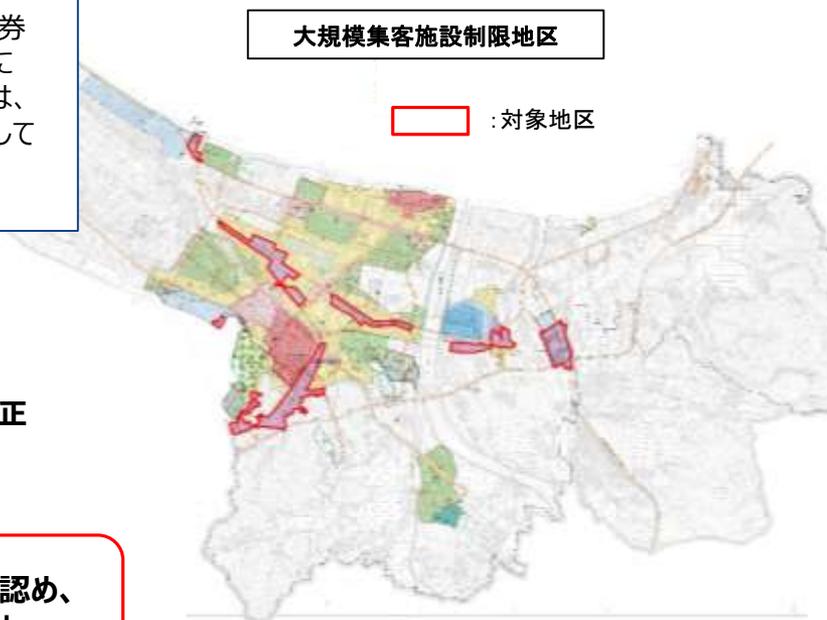


○大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限に関する条例の改正

- ・ 条文にただし書きを追加することにより、規制を緩和するもの

「ただし、市長が大規模集客施設制限地区の指定の目的に適合すると認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。」

(令和3年12月27日条例改正)



(4) 今後まちなかの施策で検討すべき課題

○ 土地利用の見直しの検討

- 用途変更の検討(西町周辺、観音寺地区など)
立地適正化計画策定後に検討予定。(米子港周辺については、令和2年度実施済。)
- 風致地区の変更の検討

○ まちなか移住施策の検討

- (仮)まちなか住宅支援事業の研究
- (仮)まちなか共同住宅建築促進事業の研究

○ 自然災害に対する安全性の向上の検討

- グリーンインフラの研究
各流域治水プロジェクトでの取組をはじめとした国・県の具体的な動向に従って検討予定。
- 木造密集市街地の解消の研究
- 国が取り組んでいる流域治水対策との連携(実施済)
日野川水系・斐伊川水系の各流域治水プロジェクトに参画し、連携に取り組んでいる。
- (仮)災害対策住宅支援事業の研究

3 郊外の施策

(1) 市街化調整区域における産業振興

○ 幹線道路沿いの立地規制の緩和(実施済)

右図中の赤線部で適用

○ 幹線道路沿いの立地要件緩和区域内の自己業務用の事務所(市条例)

- ・市街化区域に隣接又は近接した区域における開発行為は、自己居住用の専用住宅又は兼用住宅が許可対象である。これに自己業務用の「事務所」を許可対象に加えた。ただし、事務所については指定する主要幹線道路沿い(図中の赤線)にのみ立地できる。

○ 幹線道路沿いの用途変更要件緩和区域内の自己業務用事務所等

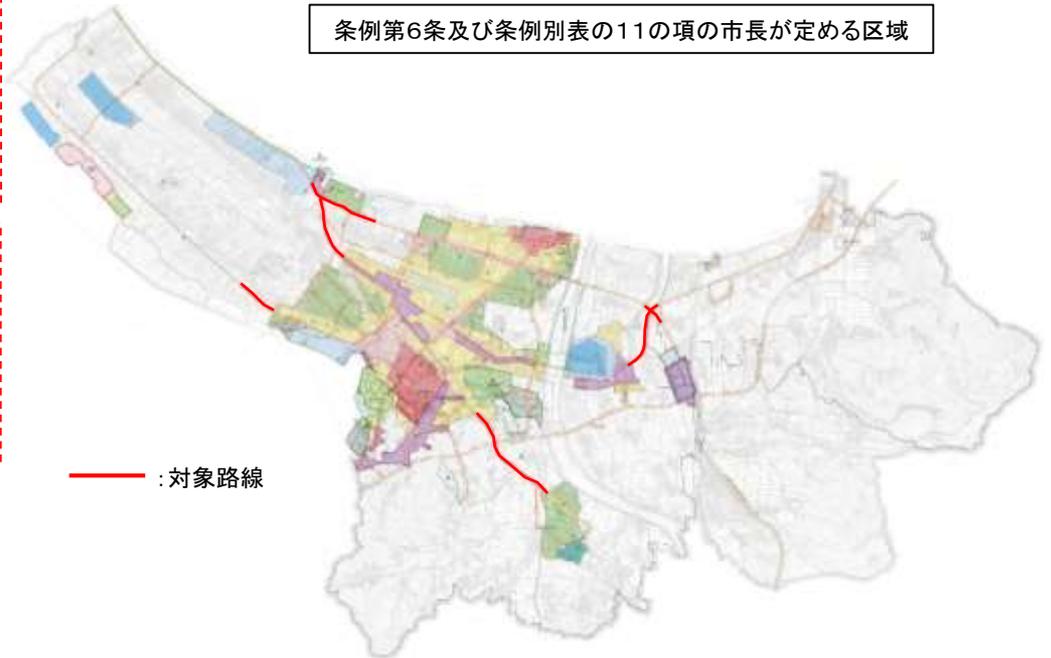
- ・市内の主要幹線道路のうち、複数の路線沿いの区域を「用途変更要件緩和区域」として指定する。同区域内の空き家、空き店舗の有効活用のため、建築後一定期間(5年)を経過し、かつ、相当期間(1年以上)利用実態のない建築物について「事務所」への用途変更を認めた。

市街化調整区域全体で適用

○ 社会福祉施設(障害者支援施設、高齢者施設)

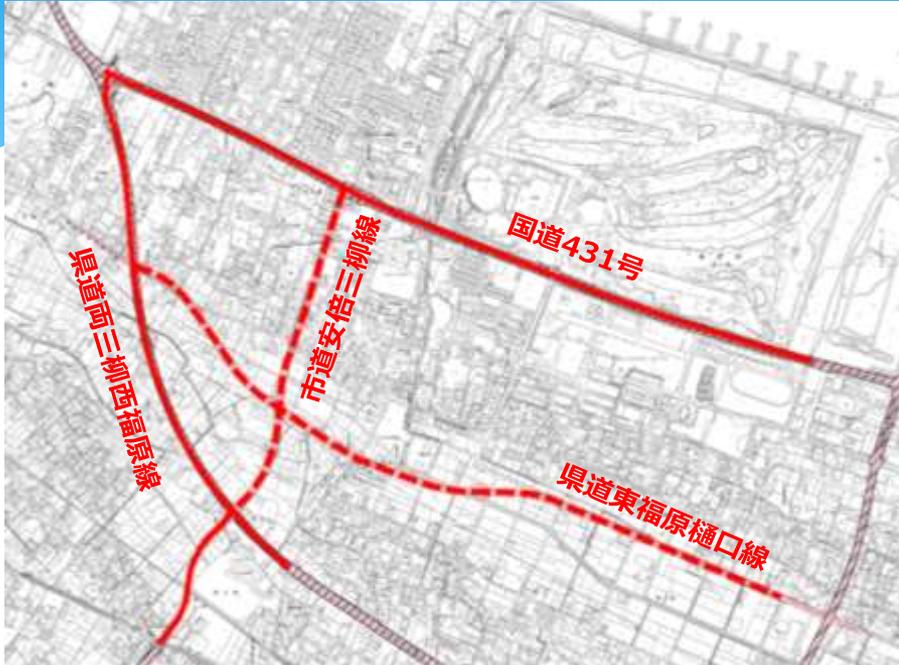
- ・市街化調整区域内でも必要度が高い障害者総合支援法及び老人福祉法関連施設のうち、これまで鳥取県開発審査会の許可答申済みの施設を許可対象に加えた。

条例第6条及び条例別表の11の項の市長が定める区域

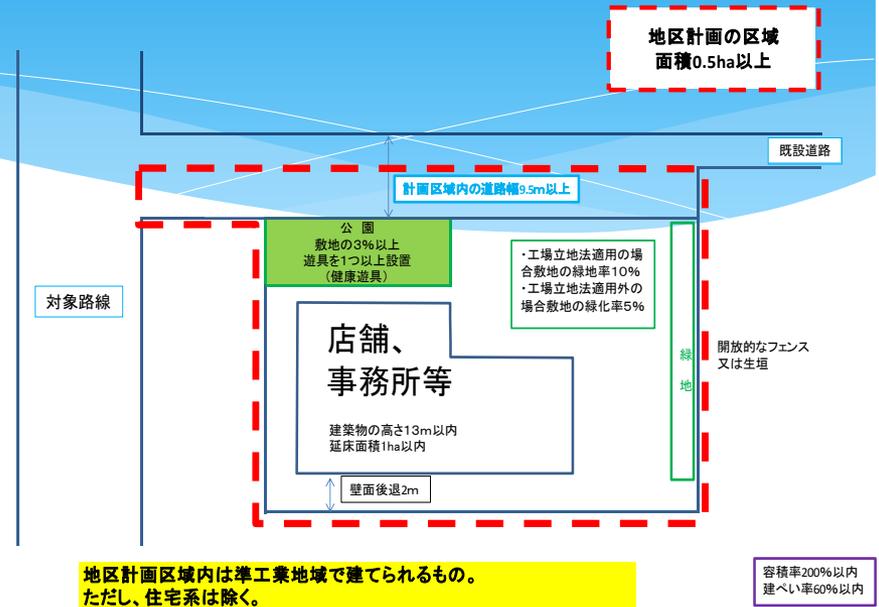


(平成29年7月条例改正)

○地元企業支援型地区計画(休止中)



地元企業支援型地区整備計画例



(注)地区計画の対象となりうる場合でも、周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われると認められない場合は適用しない。

※ 対象区域内には、農業振興地域の農用地区域や浸水想定区域などの災害ハザードエリアが含まれていることから、区域内の全ての土地が開発可能となるものではない。

市街化区域内の企業が事業拡大をしようとした際、土地が狭く拡大できない場合に限り、市街化調整区域の交通の利便性が高い路線であり、市街地に準ずる路線（図中赤線）において地区計画手法で建設可能とした。

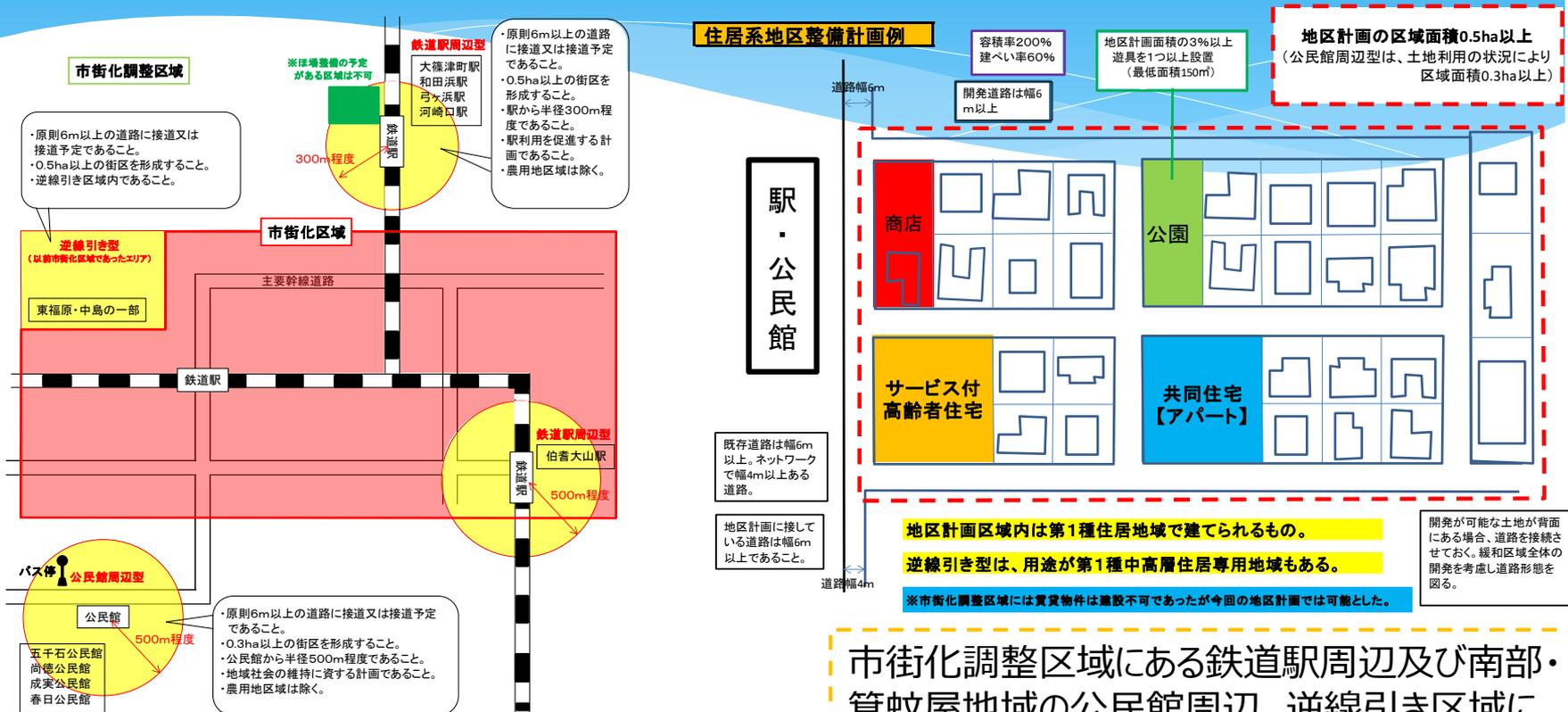
(令和2年12月11日運用基準改正)
(休止期間：米子・境港高規格道路の整備ルートが決定するまでの期間)

【都市計画決定済】

国道431号沿道 両三柳北業務地区地区計画 (令和5年1月5日決定)

(2) 市街化調整区域における持続可能な地域づくりの推進

○鉄道駅周辺及び公民館周辺の住居系地区計画(実施済)



※ 対象区域内には、農業振興地域の農用地区域や浸水想定区域などの災害ハザードエリアが含まれていることから、区域内の全ての土地が開発可能となるものではない。

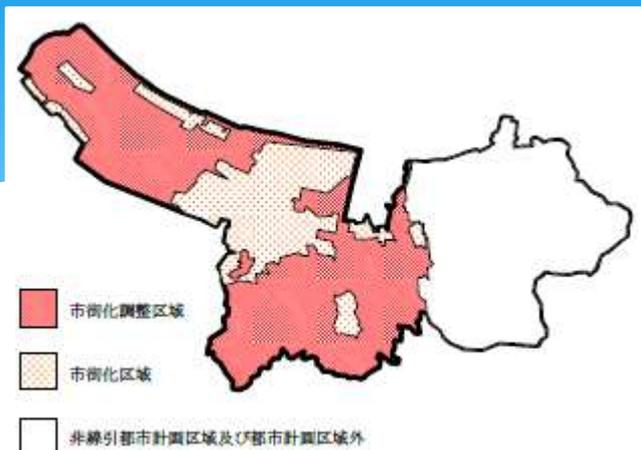
【都市計画決定済】

- 伯耆大山駅周辺 蚊屋東地区地区計画 (令和3年4月2日決定)
- 河崎口駅周辺 河崎中央地区地区計画 (令和4年4月1日決定)
- 逆線引き区域 中島一丁目地区地区計画 (令和4年4月1日決定)

市街化調整区域にある鉄道駅周辺及び南部・箕蚊屋地域の公民館周辺、逆線引き区域において、第1種居住地域で建設できるものを地区計画手法で建設可能とした。

(令和元年12月13日運用基準策定)
(令和5年3月31日運用基準改正)

○空き家の人的要件の緩和(実施済)



都市計画法の規制が適用される(線引き)前から生活の拠点があつた人若しくは移住してきた人しか住めない区域に存する空き家を自己の居住用の住宅に変更できるよう緩和をした。

(令和3年7月条例改正)

○小規模集落の自己用住宅(実施済)

都市計画法第34条第12号・小規模集落の自己用住宅 対象集落

● 小規模集落(法34条12号)
過半数戸数が概ね15戸以上40戸以下で構成される集落

①	大崎地区
②	新山地区
③	新山地区
④	古市地区
⑤	古市・吉谷地区
⑥	吉谷地区
⑦	橋本地区
⑧	大袋地区
⑨	榎原地区
⑩	高島地区
⑪	水浜地区
⑫	赤井手地区
⑬	諏訪地区

小規模集落の自己用住宅は、コミュニティ維持が困難になりつつある小規模な集落内に、外部の者が定着出来るよう、許可を受けることができる人的要件の緩和をした。

(平成29年7月条例改正)

(3) 郊外の市街化区域における土地利用の促進

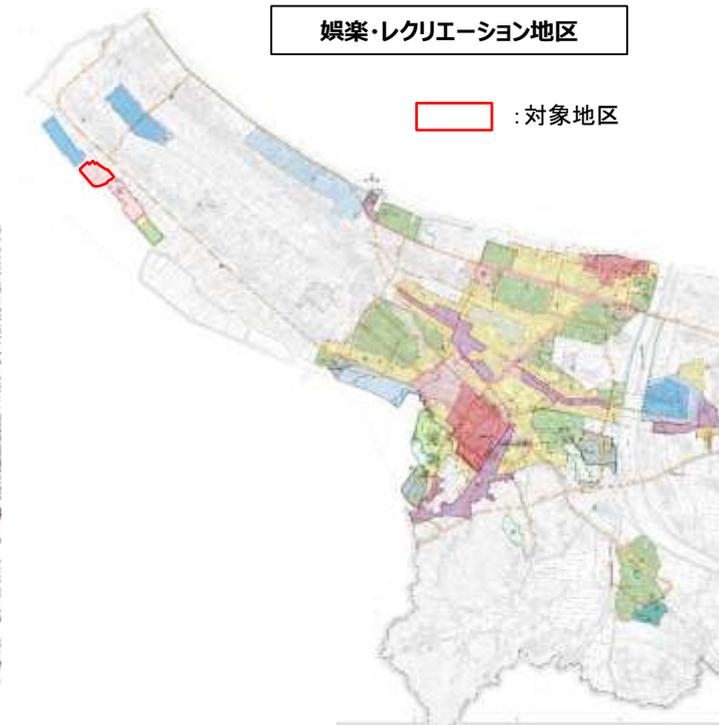
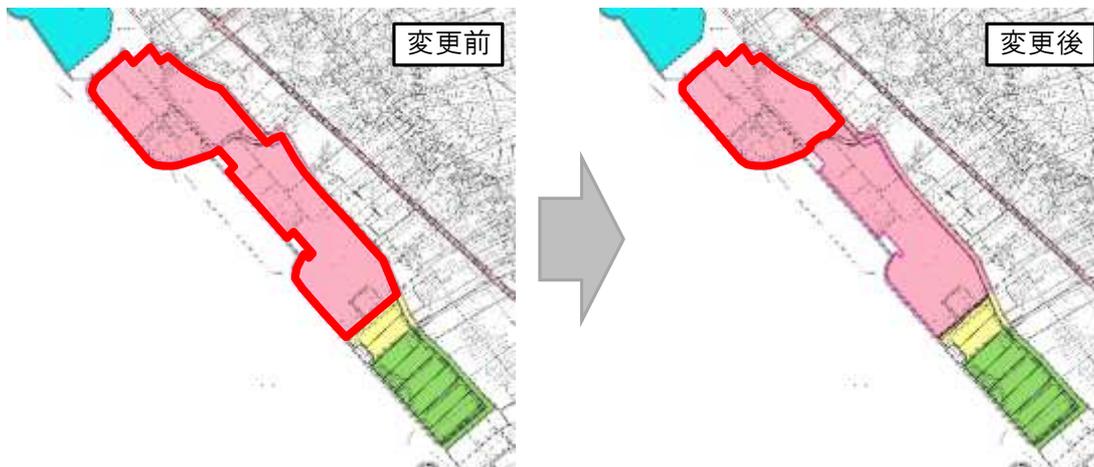
○ 娯楽・レクリエーション地区の区域の変更(実施済)

娯楽・レクリエーション地区は、周辺の良い自然景観や恵まれた交通条件を活かした新しいリゾート・レクリエーション拠点としての整備を図ることにより、鳥取県西部広域圏の中核都市にふさわしい魅力ある地域社会の構築に資するため都市計画決定した。しかし、これまで新たなリゾート・レクリエーション施設の進出がなかったこと及び昨今の土地利用の傾向を踏まえ、当該地区における区域の変更をすることにより当該地区の土地利用を促進するもの。

(令和3年11月30日都市計画決定)

○ 娯楽・レクリエーション地区における建築物の建築の制限

- ・ 近隣商業地域内の制限によるもののほか、学校、病院、神社等、倉庫業を営む倉庫、床面積の合計が500㎡を超える畜舎を建築してはならない。



(4) 農業振興地域における耕作放棄地の有効利用

○ほ場整備(実施中)

ほ場整備により、ほ場が大区画・整形となり、用排水路・農道が整備され、大型農機の導入などによる効率的な営農が可能となります。また、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化が推進するとともに、高収益作物の生産を行い、収益性の向上が図られます。

・皆生地区ほ場整備(実施済)



(平成30年度～令和4年度実施済)

・富益地区ほ場整備(実施中)



(令和3年度～令和7年度末完成見込)

(5) 今後郊外の施策で検討すべき課題

○ JR各駅周辺の整備

- ・ JRと路線バスの利便性向上
- ・ 待合所の充実
- ・ 自転車置き場の整備
- ・ 駅に接続する道路及び駐車場の整備

○ 生活排水対策

・ 10年概成後の生活排水対策

- ・ 概成後(令和9年度以降)の「米子市生活排水対策方針」について、公共下水道の未整備区域においては合併処理浄化槽を主体とする生活排水対策に移行する方向で、見直し中(令和7年度改定予定)。
- ・ 生活排水対策を合併処理浄化槽を主体とするものへ移行するに伴い、合併処理浄化槽の補助金制度のあり方など、課題解決に向けた取組の検討及び実施。

○ 日用利便施設の維持

- ・ 病院、食料品店など固定資産税の減免

4 交通基盤の整備

(1) 高規格幹線道路及び国、県道の整備促進

○ 米子・境港間を結ぶ高規格道路の早期事業化

米子IC～米子北IC間の事業凍結解除及び境港までの事業化に向けて、鳥取県並びに境港市、日吉津村及び周辺自治体、関係団体とともに、活動を強化させていく。

○ 中国横断自動車道岡山米子線の4車線化の早期実現

「高速道路の安全・安心基本計画」において、米子道は優先区間に選定され、全線4車線化の目途が立った。今後も早期整備に向けて活動を継続する。

○ 山陰道の整備促進

米子IC～米子南IC間の付加車線(4車線化)の事業実施中であり、今後米子南IC～米子西ICの事業化及び山陰道全体の4車線化に向けて活動を継続する。

○ 中海架橋の整備に向けた連携の推進

中海架橋実現に向けて、安来市と連携し、「中海架橋建設連絡協議会」の早期開催を鳥取・島根両県に働きかけていく。

○ 中国横断新幹線(伯備新幹線)及び山陰新幹線の整備推進

次の世代に「新幹線」という資産を残すため、昭和48年に政府の基本計画に位置付けられた中国横断新幹線(伯備新幹線)と山陰新幹線の整備を目指して、推進組織を設立して周辺自治体や経済団体と一緒に取り組んでいる。

(2) 今後検討すべき課題

○ 都市計画道路の未整備部分の整備の検討(実施中)



5 都市づくりの計画

- (1) 米子市まちづくりビジョン(実施済 令和2年3月策定)
- (2) 米子市都市計画マスタープラン(実施済 令和元年6月策定)
- (3) 皆生温泉まちづくりビジョン(実施済 平成31年3月策定)
- (4) 米子市立地適正化計画の策定(実施済 令和5年3月策定)

公共施設の維持管理などの行政サービスを維持していくために都市をコンパクトにしていくことを目的とし、一定エリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスが持続的に確保されるよう、居住を誘導する「居住誘導区域」と居住誘導区域の中に「都市機能誘導区域」を定めた。

- (5) 米子市国土強靱化地域計画の見直し(実施済 令和3年3月改訂)

近年、災害が頻発化・激甚化している状況を踏まえ、機能不全に陥ることを避けることができる「強さ」と「しなやかさ」を持った「安全・安心な地域・経済社会」を構築するもの。
令和3年3月に鳥取県が策定した「第2期鳥取県国土強靱化地域計画」及び平成30年12月に国が変更した「国土強靱化基本計画」との調和を図るため令和3年3月に改訂した。

- (6) 米子市地域公共交通計画の策定(実施済 令和5年3月策定)

米子市交通ビジョンを本市の公共交通を取り巻く環境の変化等を踏まえて整理し、令和5年3月に改訂した。

お問い合わせ
米子市総合政策部
都市創造課都市計画担当
☎ 0859-23-5292

